



及びスクールソーシャルワーカーの平成31年度までの目標のすべての中学校区(約1万人、平成30年度までは7,600人)への設置(早期に達成するために、予算の更なる拡充とともに、コミュニティ・スクールの拡大を支援科学館に求めたい。

また、いじめ防止のための道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小学校は本年1月から、中学校は平成31年4月から全面実施になることから、道徳を1単元、させない、見逃さない、これは最高の道徳だと思われるので、道徳も最大限に活用するよう求めたい。

性同一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る、性同一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る児童生徒については、既に平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、現場の教職員からより指導し易いものとの要望を受け、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」をまとめた。各小学校に配布されているので、その実施状況や留意点を確認する。

一方、女性の人数については、平成13年10月から施行された「配偶者暴力防止法」によって被害者の保護に関する法律(DV法)によって平成14年4月から「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成19年7月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村が設置していないことから、その設置を市町村に求めたい。

平成29年3月現在、全国322施設で、その内市町村が設置する施設は10施設。

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、平成28年度は10万4,367件と27年度からは減少しているが3年続けて10万件の大台を突破し、平成29年に警察が対応したもので7万2,455件(前年比36%増)で、検挙件数は8,304件になっており、いずれも法執行後最多となっている。

また、これより身体に対する暴力を受けたものに限り、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成20年1月からは生命・身体に対する暴力を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危険を及ぼすことが大きい場合には、保護命令を発するところができることとなったが、被害者の接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の視察等への接近禁止命令も発令することとし、また、被害者への面会の要求や無断な夜間の電話等を禁止する重傷禁止命令も初発したことで、平成29年度は、1,858件について保護命令が発令された。

よって、少しでも被害を加える可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。

また、「ストーカー規制法」による認知件数は平成29年度では2,079件で、92.9件が検挙されている。この「ストーカー規制法」は平成25年6月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令を出すことができる公安委員会の創設が拡大され、国及び地方公共団体の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記されたが、相談窓口すら設置していない市町村が多数存在することから、その体制整備を大阪府・市町村に求めたい。

今後、その体制整備を大阪府・市町村に求めたい。今、緊急な避難場所としてのシェルター(一時避難所)が不足しているため、早急に設置するよう大阪府・市町村に求めたい。

平成27年の8月に成立し、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」は、女性の地位の向上を促進する目的で30人以上の企業、国や自治体に女性活躍の割合や採用比率などを数値目標にすることを義務づける。従業員300名以上の中小企業は努力義務にあるので、実効性があるものとするよう、義務付けの企業の実績を上げるよう、厚生労働省に要請していく。

1. 住環境整備

住環境整備については、市内の進捗状況はほぼ完了したといえる。しかし、各住宅の劣化や若年世帯の流出により、再スラム化が懸念されるため、将来を見越した移住のまちづくりが求められている。今後、近郊地域との連携がないかを点検し、高齢者や障がい者など、高齢者が住みやすいまちづくりを推進し、ハートキャッチがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、パリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの用具をも活用する。一人棟のまちづくりを視野に入れた取り組みを展開し、ゾーニングを推進する。

パリアフリーについては、高齢者、身体障害者等が利用しやすい特定建築物の促進に関する法律(「再移、ハートビル法」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(「高齢者、パリアフリー新法」)が施行されているので、この「パリアフリー新法」を平成28年の4月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用してパリアフリーの整備を進めていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建て替えを行う際については、空き家の契約化を図り、契約化で空いた土地を民間に払い下げるなど、空き地の有効活用を促す。

また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、土地下げを積極的に求めて、これを機会に一人棟のまちづくり総合計画の策定と実施を大阪府・市町村に求めていく。

化し、各市区に普及する。積極的に取り組んでいく。また、指定管理者制度を活用して活性化を図ることも考慮する。

2. 産業基盤の確立と経済対策

同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係事業者が極めて多いという特定の業種に偏った特性をもっているため、公共事業が年々減少していくような状況で基盤を維持することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するなどの取り組み、生き残りのため共同化や協業化を進めていくとともに、経営が非常に危機的状況にある事業者を支援するため、大阪府経済労働会を活用し、安定経営に向けた育成事業を推進していく。

業種転換する場合には、政府中小・零細事業者向けセーフティネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各庁とのホームページで最新の情報を有効利用するとともに、大阪府や各市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいること、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人需要が非常に高くなっていることから資格取得を奨励していく。

農林漁業者についてはPPP(環太平洋戦略経済連携協定)に参加すれば、安い農産品が輸入されることとなるので、付加価値の高いものに移行することを、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直販や販売店の直取引など販路の拡大を図っていく。これは、畜産、園芸でも同様であり、漁業については、養殖などにも検討していく。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理させることになっているので、確保など対象になることから、各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、大阪府・市町村と協議していく。

いずれにしても、最善の情報を得るため中央官庁は各庁と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部に相談業務を集中させる。

3. 教育・育児

教育・育児については、既に「一人称教育及び市町村の推進に関する法律」が制定されており、国に基本計画を制定する義務が課せられているが、この「一人称教育及び市町村の推進に関する法律」の成立によって、この「一人称教育及び市町村の推進に関する法律」の制定と実施をめぐって、同時に、現状に即した内容になっていない場合には見直しを強く求めたい。

基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考」の推進を強く求めたい。同時に、企業内の人材育成を推進し、その連携を深め、企業内の人材研修の充実を求めたい。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考」の推進を強く求めたい。同時に、企業内の人材育成を推進し、その連携を深め、企業内の人材研修の充実を求めたい。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考」の推進を強く求めたい。同時に、企業内の人材育成を推進し、その連携を深め、企業内の人材研修の充実を求めたい。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考」の推進を強く求めたい。同時に、企業内の人材育成を推進し、その連携を深め、企業内の人材研修の充実を求めたい。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考」の推進を強く求めたい。同時に、企業内の人材育成を推進し、その連携を深め、企業内の人材研修の充実を求めたい。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考」の推進を強く求めたい。同時に、企業内の人材育成を推進し、その連携を深め、企業内の人材研修の充実を求めたい。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。

また、入学者特別増額貸付奨学金も、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のと、入学の時期に必要な資金も借りることができる。